

第3次羽村市小中一貫教育基本計画

～子どもたちの『生きる力』を育むために～

【令和2（2020）年度～令和6（2024）年度】

（案）

令和2（2020）年2月

羽村市教育委員会

目次

第1編 計画の策定にあたって

第1章 名称	2
第2章 計画の目的	2
第3章 計画の性格	2
第4章 計画の期間	2

第2編 これまでの小中一貫教育の取組

第1章 これまでの取組に対する成果と課題	4
第1節 中学校1年生の不安の解消（「中1ギャップ」の解消）	5
第2節 学力の向上	6
第3節 いじめや不登校の減少	8
第4節 個性や能力の一層の伸長	10
第5節 豊かな人間性や社会性の育成	12

第3編 これからの小中一貫教育の取組

第1章 今後の方向性	16
第2章 取組の推進	19
第1節 小中一貫教育の形態	19
第2節 小中一貫教育の指導	19
第3章 基本目標	25
基本目標1 豊かな心の育成	25
基本目標2 確かな学力の育成	27
基本目標3 個性の伸長と資質・能力の向上	29
基本目標4 家庭・地域・学校が築く教育の推進	31
第4章 小中一貫教育の推進及び検証	32
第1節 実施計画	32
第2節 検証	32

資料編	33
-----	----

第1編

計画の策定にあたって

第1編 計画の策定にあたって

第1章 名称

本計画の名称は、「第3次羽村市小中一貫教育基本計画～子どもたちの『生きる力』を育むために～」と定めます。

第2章 計画の目的

本計画は、教育基本法や学校教育法に規定された義務教育の目的・目標の実現、確かな学力の向上やいじめ・不登校の未然防止・早期発見・早期対応など、従来からある教育課題だけでなく、新しい時代の移り変わりの中で、新たな学力観や様々な教育課題に対応するため、義務教育9年間の小中一貫教育を通じた、学校教育の充実を図ることを目的としています。

第3章 計画の性格

- 本計画は、第五次羽村市長期総合計画（平成24年度～令和3年度）、羽村市生涯学習基本計画（平成24年度～令和3年度）及び羽村市教育委員会教育目標に基づき策定します。なお、今後、羽村市長期総合計画や羽村市生涯学習基本計画の改訂に合わせ、本計画に見直しが必要となった際には、その都度、検討していきます。
- 本計画は、4つの基本目標に掲げる「目標」と「主な取組」の実現に向け、小中一貫教育の充実を図ります。
- 各中学校区の具体的な実施計画は、別に策定します。

第4章 計画の期間

この計画の期間は、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間とします。

第2編

これまでの小中一貫教育の取組

第2編 **これまでの小中一貫教育の取組**

第1章 **これまでの取組に対する成果と課題**

羽村市教育委員会では、平成21年度に策定した羽村市小中一貫教育基本計画に基づき、市内小・中学校を中学校区ごとにグループ化し、平成23年度から武蔵野小学校と羽村第三中学校を施設隣接型として、平成24年度から羽村第一中学校区の小・中学校4校及び羽村第二中学校区の小・中学校4校を施設分離型として、小中一貫教育に取り組んできました。

当時は、学習意欲の低下や生活習慣、学習習慣の未確立、いじめ・不登校などの問題行動、規範意識や体力の低下など様々な教育課題が挙げられていました。これらの教育課題に対し、義務教育9年間の継続した小中一貫教育の取組により、きめ細かな指導を積み重ねたことで、一定の成果が現れました。

平成27年度を始期とする第2次計画として位置付ける小中一貫教育基本計画では、それまでの義務教育9年間を通じた指導の中で、一定の成果の見られた取組を継続・改善し、それぞれの学校や中学校区の実態に合わせ、さらなる効果的・効率的な接続が推進されるよう取り組んできました。

当計画では、教育課題の解決に向け、それまでの計画を継続する形で、「中学校1年生の不安の解消（「中1ギャップの解消）」「学力の向上」「いじめや不登校の減少」「個性や能力の一層の伸長」「豊かな人間性や社会性の育成」の5つを目標に掲げ、計画の具体的な展開を図りました。

また、各中学校区では、当計画を受けて、中学校区ごとに「小中一貫教育実施計画作成委員会」を設置し、協議・検討の上、「小中一貫教育実施計画」を作成し、教育課題と今後の方向性を明らかにした上で、小中一貫教育を推進しています。

そこで、令和2年度以降の小中一貫教育の推進に向けた取組の方向性を定めるにあたり、これまでの成果と課題について、以下のとおり整理しました。

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	
第1次 (H22~H26)																
第2次 (H27~R元)																
第3次 (R2~R6)																

第1節 中学校1年生の不安の解消（「中1ギャップ」の解消）

（1）目 標

- 中学校生徒による小学校学校行事への参加
- 中学校部活動へ小学校児童（6年生）の参加
- 小学校児童会（複数校）と中学校生徒会との交流
- 「算数・数学科」「外国語活動・外国語（英語）」における乗り入れ授業の実施
- 「算数・数学科」「外国語活動・外国語（英語）」以外の教科における交流授業（出前講座）の実施

（2）成 果

- 小学校運動会での中学生の運営協力、小・中学生合同あいさつ運動、音楽活動における小・中学生合同演奏といった様々な交流の機会を設けるなど、小学校から中学校への円滑な接続に向けた取組が行われました。こうした交流機会により、小学生と中学生が知り合い、共に関わりをもつことで、中学校1年生の不安の解消に努めました。
- 小学生が中学校部活動に参加し、中学生が小学生に対して指導を行うなど交流機会を設けることで、小学生は中学生への憧れがもてるようになり、中学生も先輩としての自覚をもって小学生に接することができました。
- 中学校の生徒会が中心となって、小学校の児童会等と連携した人権作文やいじめ防止のための標語作り等の啓発活動に取り組むなど、児童・生徒が人との関わりの中で、自他共に大切にしようとする精神や態度の育成に取り組みました。
- 英語・算数を中心とした中学校教員による小学校への乗り入れ授業や、交流授業（出前講座）、教員同士が小中一貫教育の共通理解と情報交換を行う機会を設けるなど、小学校から中学校への不安に対する課題を早期に発見し、適切に対応できる指導体制をつくりました。
- 中学校区内の複数の小学校では、交流学习や移動教室などの機会を通じ、今後同じ中学校に通う他の学校との連携した活動を進め、交流機会の充実が図られました。

（3）課 題

- 「中1ギャップ」に関係する様々な課題は、小学校段階から潜在的に始まっていますが、個人差もあり、その状況は見えにくく、中学校段階で顕著化することで周囲が初めて認識するという現状もあります。新たな中学校生活での不安を解消していくには、今後も児童・生徒間の交流ができる様々な機会を設ける必要があります。
- 乗り入れ授業の充実や教員間の合同研修、情報共有・相互理解の一層の充実に向けて、さらなる工夫をする必要があります。

第2節 学力の向上

(1) 目標

- 小学校における一部教科等担任制の導入
- 東京都「児童・生徒の学力向上を図るための調査」（中学校2年生実施）の東京都平均正答率への到達

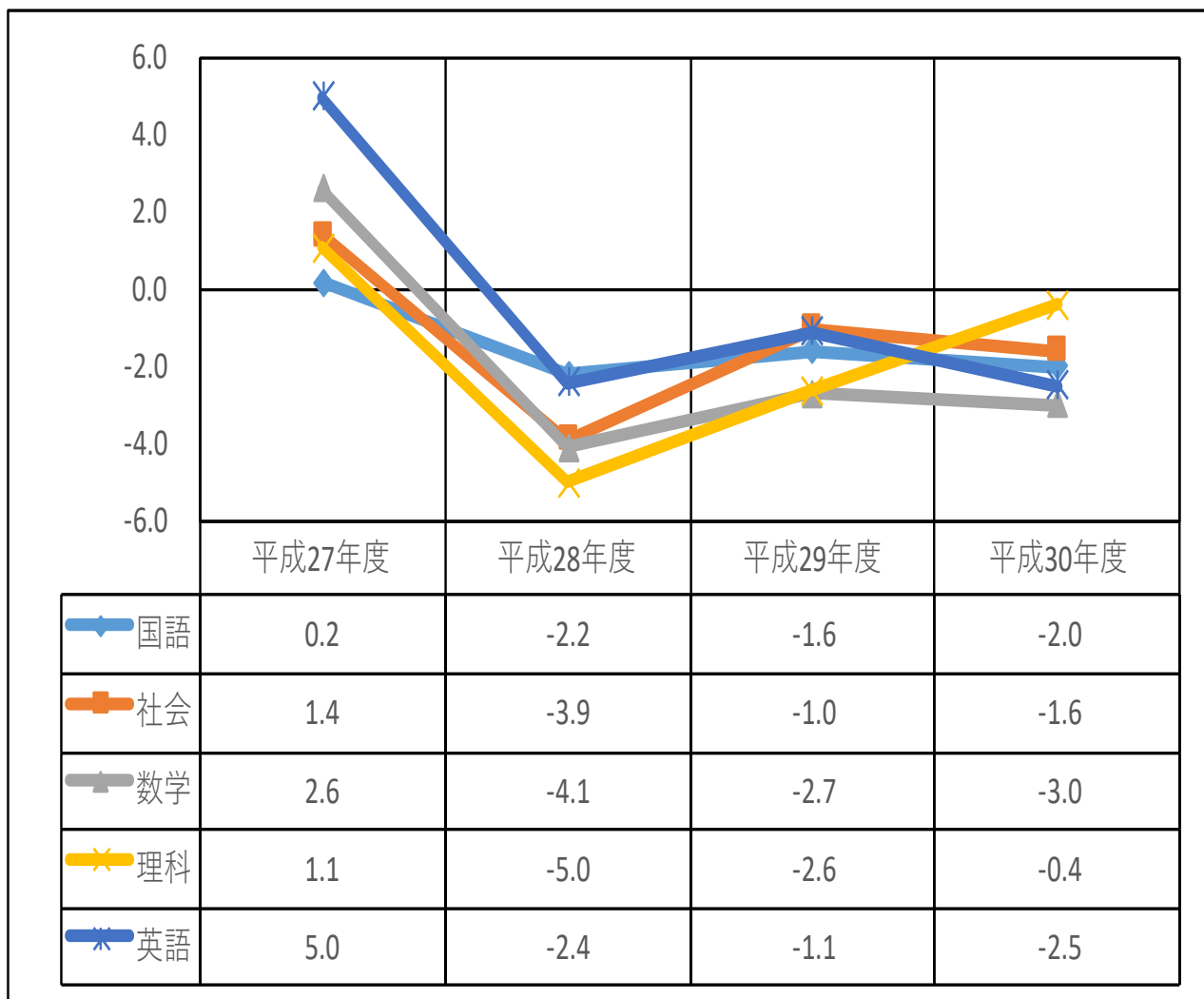
(2) 成果

- 小学校高学年を中心に、理科や社会などの教科において、一部教科等担任制を導入したことにより、教員はじっくりと教材研究を行うことや同じ授業を複数回実施しました。これらにより指導内容の専門性が高まり、授業の質が向上することで、児童の興味や関心を一層促し、理解を深めることにつなげました。
- 小学校への乗り入れ授業や児童・生徒間の交流等、中学校進学に向けたスムーズな移行のための取組がなされた結果、中学校入学後の生徒の授業に向かう姿勢に落ち着きが見られるなど、学習規律や生活規律の定着が図られています。
- 中学校区ごとに作成する実施計画において、9年間の一貫した学習指導体制を明確にすることで、小・中学校の教員が共通した認識をもつことができ、小中一貫教育を意識した指導体制の充実が図られています。
- 国や東京都の学力調査の結果を踏まえ、各学校では授業改善推進プランを作成し、基礎的・基本的な学習の定着に向けた授業改善が図られました。また、学校間での情報共有などを通じて、さらに自校の取組の改善、充実を図りました。
- 小・中学校の教員が相互の授業を参観するなど、共通の課題認識に向けた取組を図ることで、授業改善や自らの資質向上に向けた取組の充実が図られました。

(3) 課題

- 東京都学力調査における中学校の正答率は、平成28年度から30年度までにおいて、東京都平均正答率への到達には至りませんでした。基礎的・基本的な学力の定着を中心として、今後も小・中学校の教員が、互いに共通した課題解決に向けた授業改善に取り組んでいく必要があります。
- 全ての教員が学力向上に向けた共通の課題認識の下、連続した学習となるよう、小学校における一部教科等担任制の実施形態を分析し、教材研究の充実や授業の質的改善を図る必要があります。
- 令和2年度から教科化される小学校の外国語科に合わせ、外国語活動アドバイザーや英語コーディネーター、外国語指導助手（ALT）を効果的に活用した9年間を見通したさらなる英語教育を推進する必要があります。

東京都「児童・生徒の学力向上を図るための調査」における羽村市と東京都との平均正答率の差（ポイント）の推移（中学校第2学年）



第3節 いじめや不登校の減少

(1) 目 標

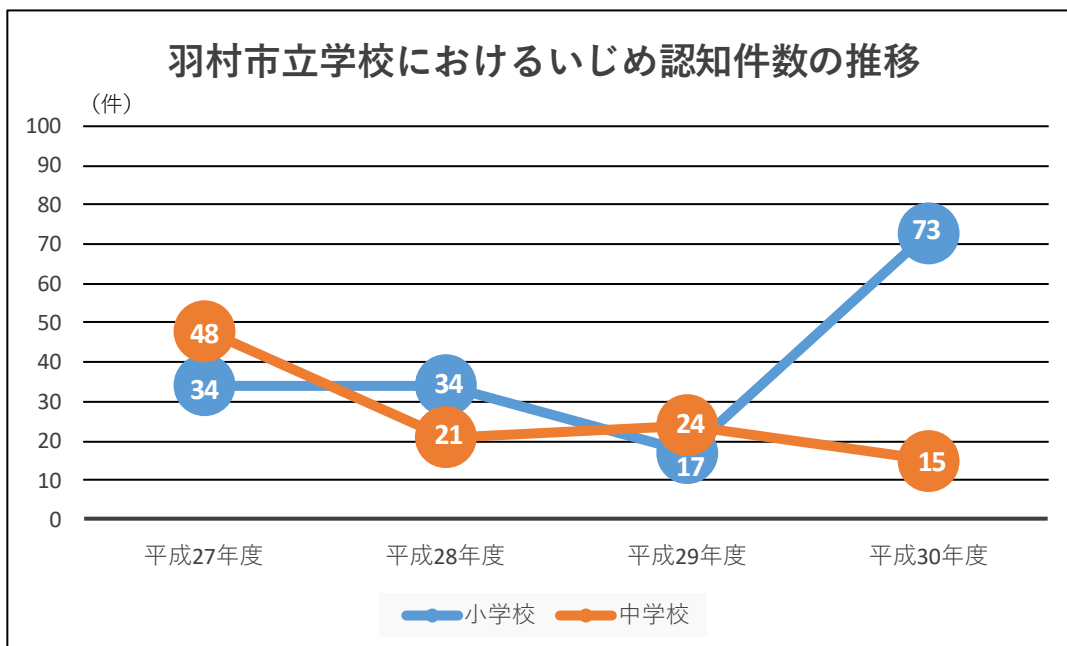
- いじめ未解消件数の前年度比改善
- 不登校児童・生徒出現率の減少

(2) 成 果

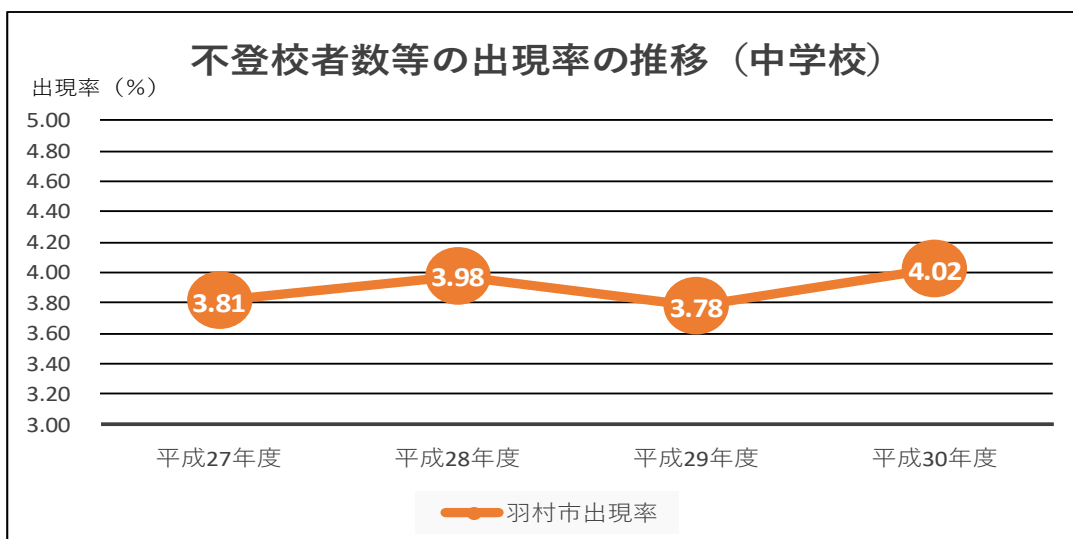
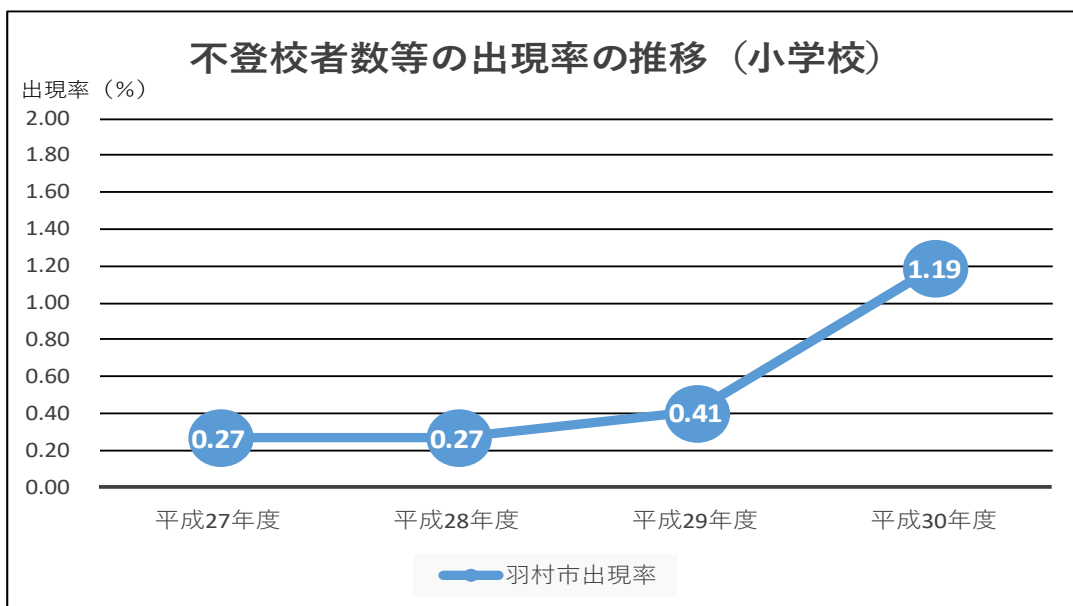
- いじめの未然防止に向けた取組としては、年2回のふれあい月間を中心に、軽微と思われる内容についても丁寧に聞き取りを行いました。また、各校で任命しているいじめ問題対策担当による中学校区ごとの課題共有や対応策について協議する機会を設けることで、自校の取組に活用できるようにしました。
- 中学校の生徒会が中心となって、小学校の児童会等と連携した人権作文やいじめ防止のための標語作り等の啓発活動に取り組むなど、児童・生徒が人との関わりの中で、自他共に大切にしようとする精神や態度の育成に取り組みました。(再掲)
- 小学校と中学校の教員が生活指導に関する対応や情報の連携を構築する生活指導委員会を活用し、育てたい児童・生徒像やそれぞれの中学校区で抱える課題を明らかにするなど、生活指導上の指導内容の統一化を図りました。
- 中学校区ごとに配置したスクールソーシャルワーカーを活用し、家庭環境等を起因とする児童・生徒の問題行動等の改善支援を行うとともに、生活指導上の支援を必要とする児童・生徒の情報共有が図られるよう、関係機関との連携体制を構築しました。
- 「家庭と子どもの支援員」を各中学校に配置し、不登校若しくは、不登校傾向にある生徒を登校につなげるため、家庭訪問や別室での個別支援等を行いました。

(3) 課 題

- 学校いじめ防止基本方針に基づく、「いじめ問題対策連絡会」などを通じた、学校・保護者・関係機関との共通認識の下、児童・生徒の実態を踏まえ、9年間を見通した継続的・系統的ないじめの未然防止・早期発見・早期対応に向けて連携した取組を推進していく必要があります。
- 不登校出現率の推移を見ると、小学校よりも中学校での出現率が高くなっています。不登校をはじめとした学校生活への適応に関する課題は、中学校段階で大きく見られますが、小学校段階から潜在的に始まっており、中学校段階に顕著化しやすくなっていることが考えられます。不登校児童・生徒の減少に向けては、小学校と中学校の教員が連携を図るとともに、様々な人材を効果的に活用するなど児童・生徒に寄り添った効果的な取組を推進していく必要があります。



※平成30年度調査より、幅広く早期対応を図る観点から、軽微と思われる内容についてもカウントすることとなったため、件数が大幅に増加しています。



第4節 個性や能力の一層の伸長

(1) 目 標

- 継続的な教育活動による児童・生徒一人ひとりの興味・関心や学習意欲等に基づいたきめ細かい指導の実施
- 継続的な指導による児童・生徒のよさや可能性の発揮及び個性や能力の一層の伸長

(2) 成 果

- 小学校と中学校の連携や中学校区ごとでの小・中学校が一体となった取組、校区内の小学校同士の交流や活動が盛んになるなど、特色ある教育活動の充実が図られました。
- 市内の全児童・生徒が、羽村市独自の特色あるカリキュラム（羽村学・人間学）を横断的、系統的に学ぶことにより、豊かな人間性を育むことにつながりました。
- 親学（家庭教育講座）では、PTAの連携・協力を得ながら、家庭教育セミナーをはじめ、各校における活動を通じて、親子の絆を深め、家庭での教育力を高められるよう取り組みました。
- 職場体験やプロから学ぶといった授業を通じて、社会で生きて働くために大切なことなどを学び、これからの人生を生き抜くための人間的な成長の機会を得ることができました。また、その学びの成果について、中学校区の小学校で報告会を実施するなど、取組を生かした連携活動も行われています。
- 特別支援教育では、小・中学校の接続期における指導・支援の継続性を維持するため、各学校の校内委員会や教育委員会の就学相談を経て、個々の児童・生徒にとって最もふさわしい対応について検討し、計画的な就学支援委員会や入室支援委員会による適切な指導・支援先の決定を行ってきました。
- 個別指導計画や学校生活支援シート等を作成し、児童・生徒一人ひとりの障害の状態等に応じたきめ細やかな指導を行うことができるよう、具体的な指導目標や指導内容・方法を設定したり、支援の引継ぎを行ったりしました。さらに、通常の学級においても小学校から中学校への確実な引継ぎを通して、円滑な支援の接続となるようにしました。

(3) 課 題

- 羽村市という郷土を愛し守っていく意識を醸成する「羽村学」と、自らの生き方について主体的に取り組み、実践しようとする態度を培う「人間学」については、今後も小・中一貫教育の特色ある羽村市独自の取組として推進していく必要があります。
- これからのグローバル化の進展など社会変化の激しい時代の中では、自ら未来を切り拓いていく能力を育成していく必要があります。
- 特別な支援を必要とする児童・生徒に対しては、特別支援教育コーディネーターに指名した教員を中心に校内委員会による組織的な支援体制の充実を図るとともに、「はばたきファイル」や「学校生活支援シート（個別の教育支援計画）」、「個別指導計画」等を活用し、小・中学校での切れ目のない継続した支援となるよう取り組んでいく必要があります。

第5節 豊かな人間性や社会性の育成

(1) 目標

- 学習集団の編成や活動における創意工夫を生かし、互いに交流を図りながら学習等を行うことによる豊かな人間性や社会性の育成
- 学校が地域と協働することによる学校と地域との一層の連携

(2) 成果

- 小・中学校の教員が相互の授業を参観するなど、共通の課題認識に向けた取組を図ることで、授業改善や自らの資質向上に向けた取組の充実が図られました。
- 中学校区内の小学校同士が、交流学习や移動教室などの交流する機会を設け、自校の友達だけでなく、他校の相手を思いやる気持ちを醸成するとともに、新たな環境の中でも、自らが考え判断できる力を育成していくことに取り組みました。
- 乗り入れ授業や交流授業の実施支援を行う学習コーディネーターや、羽村市独自の特色である英語教育の推進を担う英語コーディネーター等の「羽村市立学校小中一貫教育コーディネーター」を配置し、各中学校区における様々な取組の実現に向けた支援をしました。
- 学校と地域が連携協力し、授業等における学習補助員や専門的な知識・技能を有する地域人材を授業や行事等で活用するなど、地域ぐるみで子どもたちを育てる体制の構築を図りました。
- インクルーシブ教育システムの構築を目指す中で、平成27年度に羽村西小学校と松林小学校に特別支援学級を開級するとともに、小学校は平成28年度より、中学校は平成31年度より全ての学校で特別支援教室を導入し、在籍校において必要な支援を受けられるようにするなどインクルーシブ教育の実現に向けた取組を進めました。
- 保育園、幼稚園、小・中学校及び域内の都立特別支援学校や関係機関が一堂に会する特別支援教育連絡協議会を開催し、情報や課題の共有、改善策の検討を行うなど特別支援教育における支援体制の充実を図りました。
- 平成28年度より小学校特別支援教室、平成31年度より中学校特別支援教室を開室することにより、全校において発達障害のある児童・生徒が、在籍校で特別な指導を受けられるよう、指導体制の充実を図りました。

(3) 課 題

- 社会変化の著しい状況において、学習したことを生かし、社会で対応していくためには、自ら学び、考え、判断し、行動できるよう、あらゆる機会を通じて、豊かな人間性の育成に努めていく必要があります。
- 児童・生徒の自立と社会参画を見据え、多様なニーズに応じた支援が提供できるよう、必要な教育環境の整備を行うとともに、児童・生徒一人ひとりに合わせた、きめ細やかな支援を適切に実施していく必要があります。

第3編

これからの小中一貫教育の取組

第3編

これからの小中一貫教育の取組

第1章 今後の方向性

羽村市教育委員会では、小学校と中学校の義務教育9年間を連続した教育活動としてとらえ、平成21年度に羽村市小中一貫教育の基本計画を策定し、組織的な取組が行われてきました。計画の推進を図り、中学校区ごとの特色を生かした実践活動を重ねる中、中学校区における小学校同士の連携（小・小連携）など発展した取組が推進されるなど、小中一貫教育の仕組みを生かした教育活動が、羽村市の教育基盤として定着してきています。

そこで、今後5年間の羽村市小中一貫教育基本計画を検討する上で、これまでの取組とその課題を整理すると、

- ◆ 小・小連携や小・中連携など、児童・生徒や教員間の「連携の強化」
- ◆ 小・中学校教員が共通の課題を認識した授業改善への取組や専門的知識を有する人材の活用等による「学力の育成」
- ◆ 9年間を見通した継続的・系統的ないじめの未然防止・早期発見・早期対応による「いじめの減少」
- ◆ 小・中学校教員の連携や人材の活用による「不登校児童・生徒の減少」
- ◆ 自ら学び、考え、判断し、行動できる能力を育成するための「個性の伸長」「資質・能力の向上」

などが挙げられ、さらなる取組を推進していく必要があります。

そのような中、少子高齢化の進展などの社会情勢の変化とともに、新学習指導要領の全面实施による「外国語活動の教科化」や「新しい教科書採択」、「一部教科等担任制の実施」、「情報活用能力の向上とそれに伴う環境整備」など、教育環境を取り巻く課題等は大きく変化してきています。

中でも、社会の変化に主体的に対応し、課題を解決できる力、豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力など、「生きる力」を育てていくことが求められています。

こうした「生きる力」を育成していくためには、保育園・幼稚園等から小学校へ、小学校から中学校へと、つながりを見据えた中で、家庭や地域、関係機関が連携して、9年間を通じた小中一貫教育が必要となっています。

こうした状況下において、羽村市教育委員会が継続して、学校教育の充実を図っていくためには、これまでの成果を踏まえ、『「小中一貫教育」を柱とした学校教育を、引き続き推進していくこと』が、より学習活動の連続性と学習機会の充実を図る上で、重要となっているものと考えました。

そこで、義務教育9年間の小中一貫教育を通じた、学校教育の充実を図るために、これまでの取組と教育環境を取り巻く課題を整理した結果、『生きる力を育むために』の考えを基本として、第3次羽村市小中一貫教育基本計画における基本目標を次のとおりと設定しました。

基本目標 1 豊かな心の育成

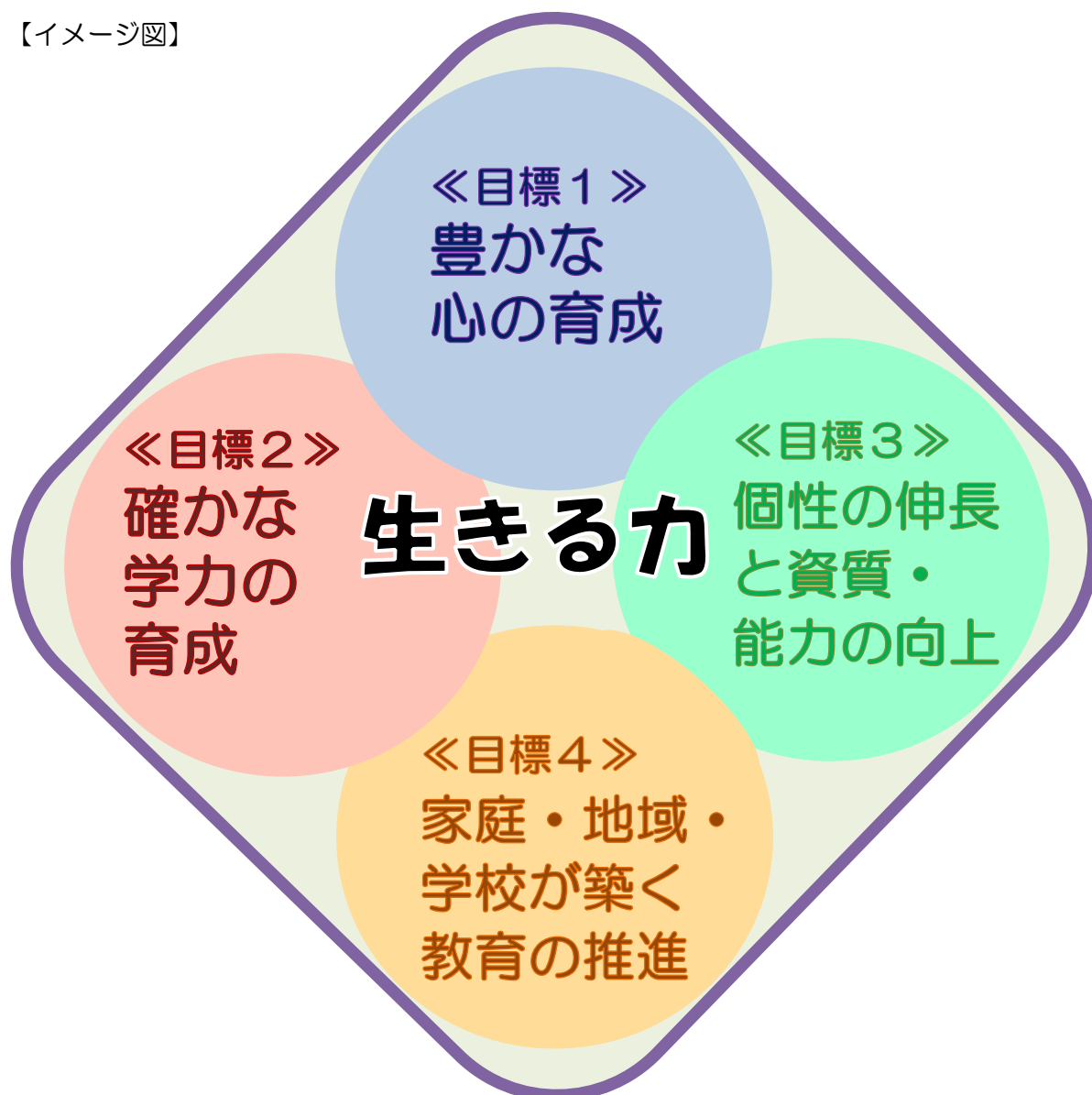
基本目標 2 確かな学力の育成

基本目標 3 個性の伸長と資質・能力の向上

基本目標 4 家庭・地域・学校が築く教育の推進

4つの目標に向かって、小中一貫教育への取組を推進することで、「生きる力」を育みます。

【イメージ図】



「生きる力」とは、平成8年7月の中央教育審議会の答申において、「基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力である」旨、示されています。

＜小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編より＞

また、教育環境の変化が著しい時代に計画を推進していくためには、国や東京都の動向等に合わせ、適宜、事業内容を見直す必要があります。

そのため、具体的な取組は、基本目標ごとにおける「主な取組」を示すことに留め、中学校区ごとに策定する「小中一貫教育実施計画」において事業内容の検討・評価を行うことで、計画の推進を図っていきます。

第2章 取組の推進

第1節 小中一貫教育の形態

小・中学校が9年間を通じて一貫した教育を行っていくよう、次のとおり、グループ化して取り組んでいきます。

(1) 施設隣接型

羽村第三中学校区：武蔵野小学校及び羽村第三中学校を、羽村第三中学校区の施設隣接型小・中学校一貫教育校とします。

(2) 施設分離型

羽村第一中学校区：羽村東小学校、羽村西小学校、小作台小学校及び羽村第一中学校を、羽村第一中学校区の施設分離型小・中学校一貫教育校とします。

羽村第二中学校区：富士見小学校、栄小学校、松林小学校及び羽村第二中学校を、羽村第二中学校区の施設分離型小・中学校一貫教育校とします。

第2節 小中一貫教育の指導

小中一貫教育の効果を踏まえ、以下のとおり取り組んでいきます。

(1) 指導区分

児童・生徒の発達段階に応じた指導を効果的に行うため、義務教育9年間を前期・中期・後期の3つに区分し、それぞれの区分の特性に応じて取り組んでいきます。

ア 前期：基礎基本の徹底（小学校1年生～4年生）

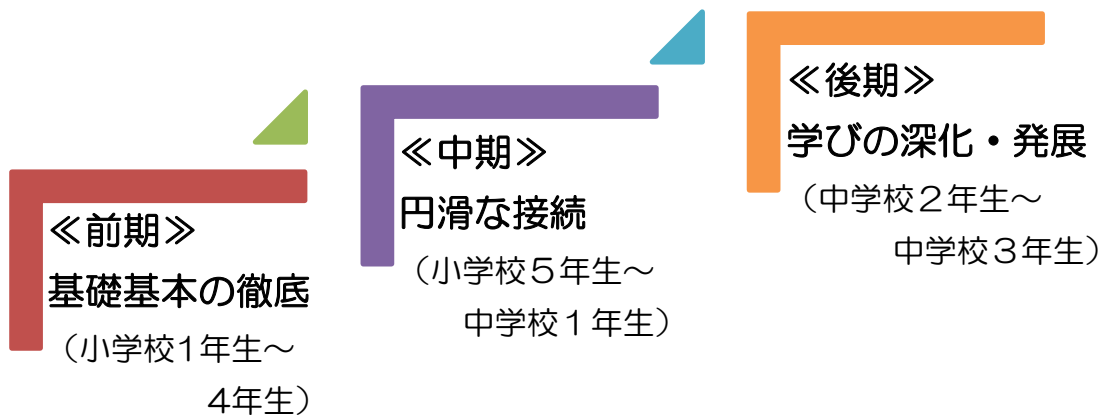
就学前教育から学校教育に移行する中で、より大きな集団で学習や生活、遊びなどの教育活動を進めるとともに、学校生活の安定や学習習慣の確立を図りながら、将来にわたり基礎・基本となる「学力」を定着させる時期とします。

イ 中期：円滑な接続（小学校5年生～中学校1年生）

「中1ギャップ」をはじめとする、小学校から中学校へ進学する際の環境の変化などによる不安を取り除き、円滑に中学校生活をスタートさせるための取組を重点的に行う期間とします。

ウ 後期：学びの深化・発展（中学校2年生～3年生）

9年間の義務教育のまとめとして、各教科等において習得した知識や技能を活用し、自らの進路と関連付けながら学習内容を深く探究させたり新たな課題に発展させたりする期間とします。



(2) 指導体制

従来どおり、小学校では学級担任制、中学校では教科担任制を基本としながら、各区分の指導内容を充実させ、児童・生徒の学力と豊かな人間性を育成していくため、次のような指導体制の下、取り組んでいきます。

ア 前期：基礎基本の徹底（小学校1年生～4年生）

児童の学校生活の安定を図り、学習習慣を確立するよう、「学級担任制」を基本としながら、小学校1年生については、入学時から一定期間、指導内容の徹底を図るために複数で指導ができるよう担任の他に担当となる者を各校で工夫して配置します。

イ 中期：円滑な接続（小学校5年生～中学校1年生）

小学校5・6年生では、学力の向上、授業改善等の観点から、段階的に「一部教科等担任制」による指導を取り入れていきます。小学校の算数と中学校の数学、小学校の英語・外国語活動（英語含む）と中学校の英語の授業を中心に、小学校教員と中学校教員が「乗り入れ授業」を実施するとともに、様々な機会を通じた交流授業を展開します。

ウ 後期：学びの深化・発展（中学校2年生～3年生）

教員の専門性を生かして、生徒の問題解決能力を育成し、個性や能力の伸長を図るため、「教科担任制」による指導を実施します。

《指導区分ごとの目標に基づく指導内容例》

指導区分	重点指導内容（学習、生活、人との関わり）
前期	音読や読書、書字（ひらがな、漢字、数字）、四則計算、グループ遊び、基本的な生活習慣、集団におけるルールやマナー、挨拶 など
中期	乗り入れ授業（算数・英語他）、中学校体験（授業、部活動）、小・小連携、中学生ボランティア、小中交流活動 など
後期	職場体験学習、課題解決型学習、進路選択 など

(3) 指導内容

小中一貫教育における各教科等の指導については、小・中学校それぞれの学習指導要領の内容に準拠した『羽村市小中一貫教育基本カリキュラム』を作成し、指導していきます。

ア 羽村市小中一貫教育基本カリキュラム

校長の推薦により教科担当代表者による「羽村市小中一貫教育基本カリキュラム作成部会」を編成し、9年間を見通した指導及び評価計画を行うため、『羽村市小中一貫教育基本カリキュラム』を作成します。

各小・中学校における教育課程は、校長の責任の下、教育委員会が示す教育課程編成基準や『羽村市小中一貫教育基本カリキュラム』に基づいた編成を行い、各教科等の指導と評価を計画的に行います。

また、『羽村市小中一貫教育基本カリキュラム』の改訂については、教科書の採択年度に合わせて実施していきます。

なお、一部変更、入れ替え、追加等がある場合は、校区内での連携の下で調整し、その部分の指導及び評価計画の提出を求めることとしています。

《小学校》

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
作成	実施	—————→			

《中学校》

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	作成	実施	—————→		

イ 羽村市独自の特色ある指導内容

『羽村市小中一貫教育基本カリキュラム』に基づく取組を推進していく中で、これまでに羽村市が独自に取り組んでいる以下の項目を、継続して推進していきます。

- (ア) 児童・生徒が国際社会に対応できる能力を育成するための『英語教育』
- (イ) 郷土羽村における歴史、伝統、文化を尊重し、郷土愛を育む『羽村学』
- (ウ) 社会的な自立が図られる能力を育成するための『人間学』

(ア) 英語教育

グローバル化が進展する中、国際社会を生き抜く能力を育成していくため、「英語を通じて、言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする基礎を養う」ことを目標に、英語教育を推進します。

前期においては、「聞くこと」「話すこと」の音声面を中心とした英語を用いたコミュニケーション能力の素地を育成し、中期及び後期においては、「読むこと」「書くこと」を加えた4つの技能について、9年間を通した総合的に育成する英語教育を実施していきます。

また、令和2年度からの小学校における新学習指導要領の全面実施に伴い、小学校5・6年生における外国語活動が教科化されることから、英語教育の推進にあたっては、外国語活動アドバイザーを中心に英語コーディネーターと連携しながら、外国語指導助手（ALT）の活用を図るなど、指導体制の充実や授業改善に取り組んでいきます。

さらに、平成28・29年度に東京都教育委員会による英語教育推進地域事業の下で、令和2年度からの教科化を見越して取り組んできた短時間学習を継続していきます。

そこで、令和2年度から教科書を用いた授業が、70単位時間となっている小学校5・6年生については、これまでに取り組んできた短時間学習を70単位時間以外の12単位時間確保した上で、授業時数として位置付け、継続して行うことで、羽村市の特色である英語教育をさらに推進していきます。

《英語教育の時間》

学 校	学 年	授業時間／クラス
小学校	1・2年生	10 単位時間
	3・4年生	35 単位時間
	5・6年生	70（教科書）＋12（短時間学習） 単位時間
中学校	全学年	140 単位時間

※小学校1・2年生までは、余剰時間の中で「英語体験」を位置付けます。
小学校3・4年生は外国語活動、小学校5・6年生以上は、外国語科として位置付けます。

（イ）羽村学（郷土学習）

「羽村の郷土を愛し、羽村のよさに気づき、これからの羽村に生きる人々の生活、文化や環境などを守っていくことのできる態度や能力を育成し、それらを生かした実践力を高める」ことを目標に、羽村学（郷土学習）を推進します。

郷土を生かした教育としては、9年間を系統立てて、前期は「羽村に親しむ」、中期は「羽村に関わる」、後期は「羽村の明日を創る」をテーマに、地域を学びのフィールドとした学習を、小学校1年生から中学校3年生までの各学年の教育課程の学習状況に応じて、概ね年間15時間程度を目安に実施します。

《主な学習・活動例》

指導区分	学習内容（学年）
前 期	学校探検をしよう（小1・2）、動物公園に行こう（小1・2）、地域自慢をしよう（小3）、玉川上水について調べよう（小4）
中 期	地域安全マップ作り（小5）、花いっぱいにしよう（小5）、稲作体験（小5）、羽村の環境を見つめよう（小6）、羽村市を知ろう（中1）
後 期	応急手当の意義と手順（中2）、自然災害に備えて（中2）

(ウ) 人間学（キャリア教育）

「キャリア教育を基盤にした教科横断的な学習を通して、学ぶことや働くことに対する考え方を身に付け、自らの生き方について、主体的に取り組み、実践しようとする態度を育てる」ことを目標に、市内事業所との連携・協力の下、人間学（キャリア教育）を推進します。

9年間で系統立てて、前期は「友達と学ぼう」、中期は「自分を見つめよう」、後期は「社会へ向かって」をテーマとして、小学校1年生から中学校3年生までの各学年の教育課程の学習状況に応じて、概ね年間10時間程度（中学校2年生は職場体験実施のため、30時間程度計画する）を目安に実施します。

《主な学習・活動例》

指導区分	学習内容（学年）
前期	むかし遊びをしようⅠ（小1）、 むかし遊びをしようⅡ（小2、小3、小4）
中期	身近な人の仕事調べ（小5）、プロから学ぶ（小6）、 認知症サポーター養成講座を受けよう（中1）
後期	5日間の職場体験及び報告会の実施（中2）

第3章 基本目標

基本目標1 豊かな心の育成

《これまでの取組を踏まえて》

羽村市の小中一貫教育は、義務教育を小学校6年間と中学校3年間のそれぞれ独立したものでなく、9年間の継続した教育期間として捉え、各中学校区が円滑かつ密接な連携活動の下、あいさつ運動や運動会、部活動など交流機会の充実を図ってきました。小中一貫教育においては、このような機会の充実をはじめ、義務教育における学校生活をより円滑に進めていく点が重要であり、今後も継続して取り組んでいく必要があります。

児童・生徒のいじめ・不登校等の問題行動への対応については、様々な取組がなされていますが、いじめ・不登校に関係する児童・生徒は全国的に見て、増加傾向にあるなど憂慮される事態となっています。特に、「中1ギャップ」の要因は小学校から始まっている場合もあり、新たな中学校生活での不安を解消する取組も必要です。

こうした状況において新学習指導要領の下では、創意工夫に満ちた教育課程を編成し、「特別の教科 道徳」や「総合的な学習の時間」も有効に活用しながら、自己理解を深め、自己選択能力の向上を目指し、社会性の育成や人間関係づくりを行う様々な取組を積極的に展開することで、「生き抜いていこうとする力」を育成していくことが求められています。

また、人間性を豊かにしていくためには、人間関係形成能力やコミュニケーション能力を培うことが重要とも言われています。

さらに、児童・生徒が不登校とまらないような魅力ある学校づくりが図られるよう、「心の居場所」として、一人ひとりに合わせたきめ細かな指導体制の充実が求められています。

羽村市においても、教育相談室や学校適応指導教室（ハーモニースクール・はむら）、校内適応指導教室などの学校内外における様々な取組を推進しており、相互の情報共有とともに、より一層の協力・連携が求められています。

《目標》

小中一貫教育において、小・小連携や小・中連携における様々な学習集団を編成することや、学校の創意工夫を生かした教育活動を実施することにより、児童・生徒が互いを思いやり、優しい気持ちで接することができるようになるなど、児童・生徒の豊かな心の育成を図ります。

また、児童・生徒が学習や生活など様々な機会での交流を図ることで、主体的に学習に取り組む態度を含めた『学びに向かう力』の育成を図ります。

《主な取組》

- 中学校生徒による小学校行事への参加（あいさつ運動や運動会ボランティアなど）
- 部活動や職場体験報告会への小学校児童の参加など、様々な機会を通じた児童・生徒の交流授業の実施（小・小連携や小・中連携による取組など）
- いじめ、不登校の未然防止、早期発見、早期解決のためのスクールカウンセラー等を活用した相談体制の充実
- 児童・生徒の自主的・主体的ないじめ・不登校の防止への取組
- きめ細やかな指導体制を目指した教育相談室や学校適応指導教室などの関係機関との協力・連携
- 人権教育や道徳教育、「総合的な学習の時間」等を活用した自尊感情や自己肯定感を高める取組の実施（『生命の尊さ』に重点を置いた取組など）
- 学校図書館司書を活用した学校図書館の充実とさらなる読書活動の推進
- 豊かな感性や情操を育むための心に響く音楽教育の推進（オーケストラ鑑賞教室、小中学生音楽フェスティバルなど）

基本目標2 確かな学力の育成

《これまでの取組を踏まえて》

新学習指導要領では、主体的、対話的で深い学びに対応した指導方法の開発や評価方法の検討をはじめ、教員の指導力の向上を図るための取組を継続的に実施することなどにより、『確かな学力の育成』を図ることが求められています。

近年の東京都が実施した「児童・生徒の学力向上を図るための調査」における羽村市の結果を見ると、中学校では、平成27年度に東京都平均を上回りましたが、平成28年度以降は下回る結果となっており、学力向上は重要な教育課題となっています。調査結果から見られる自校における現状を分析しながら、今後の指導や授業改善に努めていくことが、この調査の目的の1つでもあることから、当該学年にかぎらず調査結果を生かした組織的な取組が必要となっています。特に中学生になって難しくなる授業についていけない生徒を少しでも出さないように、まずは小学校段階でのつまずきが生じないよう、基礎学力の定着を図る必要があります。

これまでに市内小学校では算数、中学校では数学・英語において、習熟度別クラス編制による指導や、東京ベーシックドリルを活用した学力の定着を図っています。

また、授業力向上アドバイザーによる授業指導をはじめ、学習サポーターや特別支援教育支援員の配置により、教員個々の資質向上とともに、指導体制や学習環境の充実を図っていることから、これからも様々な人材を活用するなどの学習支援体制の強化が求められています。

《目標》

全ての児童・生徒が楽しく学び、「できた」「分かった」「身に付いた」と実感できる授業の実現に向け、各教科等における学習指導の充実や授業改善を図るなど、きめ細かく継続した指導を行います。

また、地域等の外部人材を活用するなど、地域と学校が連携・協力を図る中で、学習支援体制の強化を図ります。

《主な取組》

- 外部人材（授業力向上アドバイザー、学習コーディネーター、学習サポーター、特別支援教育支援員、外国語指導助手（ALT）など）を活用した学習支援体制の強化
- 算数・数学、英語を中心とした小学校と中学校の教員相互の乗り入れ授業の実施
- 小学校からの一部教科等担任制による学習指導の実施
- 中学校区内における学力調査等の結果の共有・分析による具体的な授業改善の検討及び実践
- ユニバーサルデザインの考えに基づく授業改善と小・中学校間の切れ目のない支援のための情報の共有体制の充実
- 自ら学ぶ意欲の醸成や家庭学習の一層の習慣化を目指した自主学習ノートなどの実践

基本目標3 個性の伸長と資質・能力の向上

《これまでの取組を踏まえて》

社会変化の激しい時代の中で、新学習指導要領においては、資質・能力として、自らが未来を切り拓いていく能力を育成していく「生きて働く『知識・技能』の習得」や、知識・技能を活用する中で、考え、判断し、表現するといった学びを充実させる「思考力・判断力・表現力の育成」が望まれています。

こうした「個性の伸長と資質・能力の向上」に必要な力を育成していくためには、児童・生徒一人ひとりに適した対応を講じていく必要があり、幅広く学習機会を提供していく必要もあります。

また、それらの取組には、児童・生徒の心身の健康も重要な要素であり、体力の向上も重要な視点の一つとなっています。

加えて、多様なニーズに応じた教育に対応していくよう、誰もが学びやすい教育環境づくりや切れ目のない支援体制の構築を図るなど、特別支援教育の充実にも努めていく必要があります。

《目標》

9年間を通じた意図的・計画的な教育活動により、児童・生徒一人ひとりの興味・関心や意欲を引き出し、個性の伸長と資質・能力の向上を図ります。

また、社会変化の大きな時代にも対応していくことができるよう、授業において「主体的・対話的で深い学び」を積極的に取り入れることで「生きる力」の育成に取り組み、資質・能力の向上を図ります。

さらに、一人ひとりの能力や可能性を最大限に発揮できるよう、個々の教育的ニーズに応じた指導の充実を目指します。

《主な取組》

- 伝統・文化に触れる羽村学（郷土学習）・生きて働く人間学（キャリア教育）の実践
- プログラミング教育を通じた論理的思考力の育成・向上
- 学校におけるICT環境の整備・充実と情報活用能力の育成
- グローバル化の進展に対応するコミュニケーション能力の育成（英語教育の充実）
- 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機としたレガシー創出を目指した体力・資質の向上のための取組
- ユニバーサルデザインの考えに基づく授業改善と小・中学校間の切れ目のない支援のための情報の共有体制の充実（再掲）

基本目標4 家庭・地域・学校が築く教育の推進

《これまでの取組を踏まえて》

地域の状況を見ると、高齢化や人口減少、地域コミュニティの希薄化など、地域や社会構造における課題が増加し、学校を取り巻く環境は大きく変化しています。こうした状況の中、より地域と共にある「学校づくり」が求められており、学校は地域と連携・協力し、授業等における学習補助員や専門的な知識・技能を有する地域人材を授業や行事等で活用するなど、地域が学校を支援する体制を推進しています。

また、家庭教育については、児童・生徒の教育に関心の高い家庭がある一方で、社会問題となっている虐待や貧困に起因する家庭があるなど、家庭環境を取り巻く社会状況の変化の中で、家庭における教育力の低下が指摘されるなど、家庭教育の二極化とも言える状況にあります。

こうしたことから、学校教育において、家庭・地域・学校が連携・協働することは、児童・生徒の教育環境の充実に資することに留まらず、地域における教育力を高めることにもつながっていくものと考えられています。学習指導要領にも示されている「社会に開かれた教育課程」の実現とともに、継続性を有した持続可能な取組となるよう、家庭・地域・学校がより連携・協働していくことが求められています。

《目標》

これまでに小学校と中学校が、それぞれの単位で実施してきた様々な地域活動や教育課題への対応などについて、各学校の枠を超えて、中学校区を一つのまとまりとして、学校が家庭・地域と相互に連携・協働することにより、地域に開かれた教育を目指します。

また、家庭教育の大切さを学校と家庭が共有し、よりよい家庭教育を実現できるよう、保護者への情報提供などを積極的に行います。

《主な取組》

- 地域・社会の教育資源を活用した教育の推進（外部人材の活用、「プロから学ぶ」など）
- 家庭における教育力の向上を図るための支援の充実（家庭教育セミナーや地域教育シンポジウムの開催）
- 自ら学ぶ意欲の醸成や家庭学習の一層の習慣化を目指した自主学習ノートなどの実践（再掲）
- 学年・学級便りや保護者会を通じた子育ての情報の提供
- 子育てに関する相談体制の充実

第4章 小中一貫教育の取組の推進及び検証

本計画に基づき、各中学校区は、「小中一貫教育実施計画」を作成し、小中一貫教育を推進します。

加えて、学校における小中一貫教育を推進するために、「羽村市立学校小中一貫教育コーディネーター」を中学校区ごとに配置し、各中校区における取組を支援するとともに、中学校区の枠を越えた情報共有を図りながら、取組の推進を図っていきます。

また、他自治体で導入が進められている「義務教育学校や小中一貫校の設置」に関する取組については、その取組や効果の把握に努めるなど、さらなる小中一貫教育の推進のための手法について、調査・研究を進めていきます。

なお、本計画は上位計画である羽村市長期総合計画や羽村市生涯学習基本計画の改訂に合わせ、本計画に見直しが必要となった際には、その都度、検討していきます。

第1節 実施計画

実施計画の作成にあたっては、中学校区ごとに「小中一貫教育実施計画作成委員会」を設置し、毎年度、検証を図りながら、改善・充実に努めていきます。

第2節 検証

小中一貫教育の実践の検証にあたっては、中学校区ごとに「小中一貫教育検証委員会」を設置し、毎年度、改善を図っていきます。

資料編

資料編

【資料1】 羽村市小中一貫教育基本計画検討委員会設置要綱

（設置）

第1条 羽村市小中一貫教育基本計画を検討するため、羽村市小中一貫教育基本計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 検討委員会は、教育長の指示に基づき、羽村市小中一貫教育基本計画について検討を行い、その結果を報告するものとする。

（組織）

第3条 検討委員会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

（委員長及び副委員長）

第4条 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は生涯学習部長の職にあるものとし、検討委員会を代表し会務を総理する。

3 副委員長は、生涯学習部参事の職にあるものとし、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（意見の聴取）

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第7条 検討委員会の庶務は、教育課程に関する事務を所管する課において処理する。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

付則

この要綱は、令和元年5月1日から施行し、教育長に報告した日をもってその効力を失う。

【資料2】 羽村市小中一貫教育基本計画検討委員会委員一覧

役 職	所 属 等	氏 名
委 員 長	教育委員会生涯学習部長	伊 藤 文 隆
副委員長	教育委員会生涯学習部参事	仙北谷 仁策
委 員	校長会会長	小 山 夏 樹
	校長会副会長	金 子 真 吾
	教育委員会生涯学習部生涯学習総務課長	池 田 浩 幸
	教育委員会生涯学習部教育支援課長	三 品 孝 之
	教育委員会指導主事	志 村 雅 巳
	教育委員会指導主事	永 井 秀 一

第3次羽村市小中一貫教育基本計画

令和2（2020）年2月発行

発行：羽村市教育委員会

編集：生涯学習部学校教育課

所在：〒205-8601 東京都羽村市緑ヶ丘五丁目2番地1

電話：042-555-1111

FAX：042-578-0131

メール：s701000@city.hamura.tokyo.jp